

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項
の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延
長に関する政令の施行について

計10枚（本紙を除く）

Vol.234

平成23年8月30日

厚生労働省老健局総務課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線3919)
FAX：03-3503-2740

老発 0830 第1号
平成 23年8月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の施行について

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）に基づき、平成 23 年 8 月 31 日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

また、厚生労働省においては、法第 3 条第 2 項の規定に基づく告示（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号）を制定し、同告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせずに、一律に満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することとする措置を講じたところである。

今般、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者の指定等については、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「令」という。別添 4 参照。）を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置を講じることとした。

これに伴う介護保険法の規定に基づく権利利益に係る留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

第1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち介護保険法の規定に基づく権利利益の再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定（第41条第1項）
- 指定地域密着型サービス事業者の指定（第42条の2第1項）
- 指定居宅介護支援事業者の指定（第46条第1項）
- 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- 指定介護療養型医療施設の指定（第48条第1項第3号）
- 指定介護予防サービス事業者の指定（第53条第1項）
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（第54条の2第1項）
- 指定介護予防支援事業者の指定（第58条第1項）
- 介護支援専門員証の交付（第69条の7第1項）
- 介護老人保健施設の許可（第94条第1項）

第2 留意事項

1 平成23年8月31日までの法第3条第2項の規定に基づく告示（平成23年厚生労働省告示第56号）による措置と異なり、今般延長措置が講じられた平成23年8月31日の翌日以降においては、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要があることとされたところである。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わない。

また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。

2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令 参照条文

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延长期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延长期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延长期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国・行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

別添2

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令 参照条文

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

○厚生労働省告示第五十六号 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第十九号）第十五条第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。 平成二十三年三月十七日	対象となる特定権利利益	厚生労働大臣 細川 律夫
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第三項第一号の地方基盤法（昭和二十年法律第二百八十八号）第十六条第一項第一号の区域に該当する区域が太平洋沖に位置する区域は保険医療機関又は保険薬局による被災区域とされる。市町村の区域を除く。以下「特定区域」という。	対象者	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者

登録介護保険法第六十九条の第一項の規定に基づく介護支援専門員の 特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地
可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。) 介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許 可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内の介護老 人保健施設の開設者	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十九号)附則第三条第二項の規定に基づく衛 生検査技師の免許	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百一十三号)第十九条第一項 の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地
障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費 の支給認定	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地	特定被災区域内に居住地

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第一百七十四号

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の一第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。
二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第四十五条
第一項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業を営むことができる。

五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の免許を受けたことにより、向精神薬(同法第一条第六号に規定する向精神薬をいう。以下この号において同じ。)を輸入すること、向精神薬を輸出すること、向精神薬を製造すること(向精神薬を精製すること及び向精神薬に化学的変化を加えて他の向精神薬にすることを含む。)若しくは向精神薬を製剤すること(向精神薬に化学的変化を加えない他の向精神薬にすることをいい、調剤を除く。)若しくは向精神薬を小分けすること(他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいふ。)向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物に対する同法第二条第三十二条に規定する向精神薬取扱者に向精神薬を譲り渡すこと又は向精神薬を記載した処方箋により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とすることができないこと。

六 薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第四条第一項の許可を受けたことにより、同法第二条第十一項に規定する薬局を開設することができること。

七 薬事法第十一条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)医薬部外品(同法第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)又は医療機器(同法第一条第四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)又は医療機器(同法第二条第三項に規定する化粧品をいふ。以下同じ。)又は医療機器(同法第一条第四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)の製造販売業を営むことができる。

八 薬事法第十三条第一項の許可を受けたことにより、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業を営むことができる。九 薬事法第十三条の三第一項の認定を受けたことにより、本邦に輸出される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を製造することができる。

十 薬事法第二十三条の二第一項の登録を受けたことにより、同項の認証を行うことができる。

十一 薬事法第二十四条第一項の許可を受けたことにより、医薬品の販売業を営むことができる。

十二 薬事法第三十九条第一項の許可を受けたことにより、同項に規定する高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の販売業又は賃貸業を営むことができる。

十三 薬事法第四十条の二第一項の許可を受けたことにより、医療機器の修理業を営むことができる。

十四 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第五十七号)第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定の請求をすることができる。

十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第七条の規定による自立支度金の支給の申請をすることができる。

十六 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十六条介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができる。

十七 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたことにより、同項本文に規定する地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第一項に規定する居宅介護サービスを提供することができる。

十八 介護保険法第四十六条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援を提供することができる。

十九 介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができる。

二十 介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十一項に規定する介護予防サービスを提供することができる。

二十一 介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けたことにより、同項本文に規定する介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービスを提供することができる。

二十二 介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたことにより、同項本文に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第二十四項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供することができる。

二十三 介護保険法第五十八条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス第八条の二第二十項に規定する介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第二十項に規定する介護予防サービスを提供することができる。

二十四 介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができる。

二十五 介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたことにより、同法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を開設することができる。

二十六 介護保険法第六十九条第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第八条第二十一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十二条第一項の規定により同法第十九条第一項の介護給付費等の支給を受けることができる。

二十七 障害者自立支援法(平成十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第一項の指定を受けたことにより、同項本文に規定する居宅介護支援を開設することができる。

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人
附則